

事 務 連 絡
平成 23 年 6 月 30 日

東京電力・東北電力から電力供給される

各

都	県
指定都市	
中核市	

 民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

電 力 需 給 逼 迫 警 報 に つ い て

東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

標記について、今夏、東京電力管内では7月1日～9月22日（平日）の9時～20時の間、東北電力管内では7月1日～9月9日（平日）の9時～20時の間に、昨年の同期間・時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）の15%削減を目標に、社会福祉施設等に対して節電をお願いしているところです。

しかし、節電努力にも関わらず、電力需給が逼迫し、電力供給予備率見通しが3%未満となる場合は、原則として前日の18時に政府からマスコミ等を通じて電力逼迫警報（緊急の節電要請と計画停電実施の可能性について）が発出されます。また、当日の7時30分または8時30分の段階（※電力供給予備率の見通しの状況により異なる）で引きつづき電力供給予備率見通しが3%未満の場合には、電力需給逼迫警報の第2報が発出されます。

政府から電力需給逼迫警報（第1報）が発出された場合においては、厚生労働省からも各都県等の所管課宛にメールによるお知らせをする予定としております（※内容については別添参照）。その場合は、貴管内の東京・東北電力管内の市区町村や各社会福祉施設等への周知についてもご協力をいただきますようお願いいたします。

<参考資料>内閣官房 経済産業省「夏期の電力需給対策について（フォローアップ）」
から抜粋

- ・ 電力需給逼迫情報の概要①
- ・ 電力需給逼迫情報の概要②
- ・ 電力需給逼迫警報の流れ

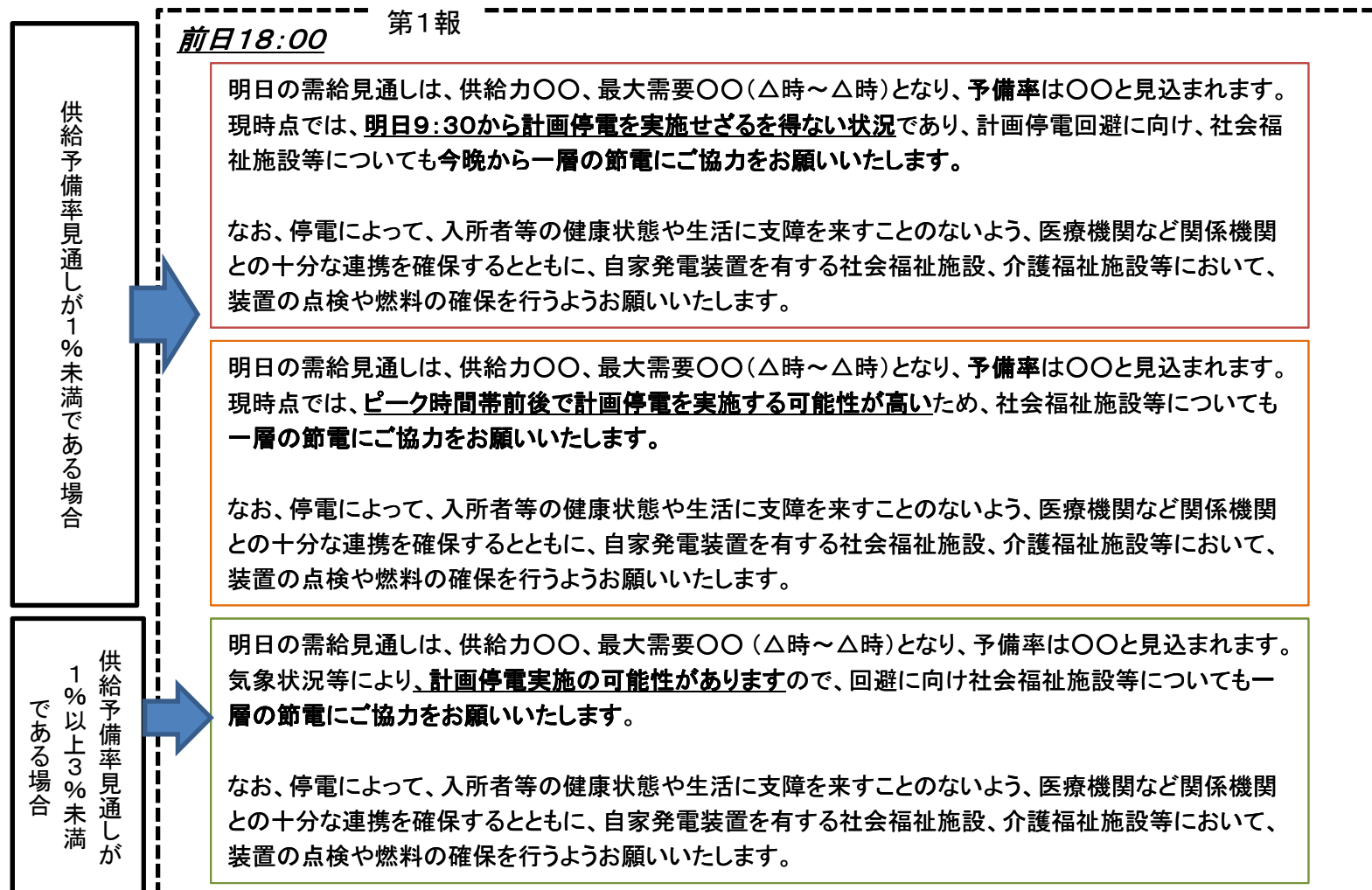
厚生労働省からのメールによる電力逼迫警報のお知らせ内容

別添

〇〇電力から電力供給される

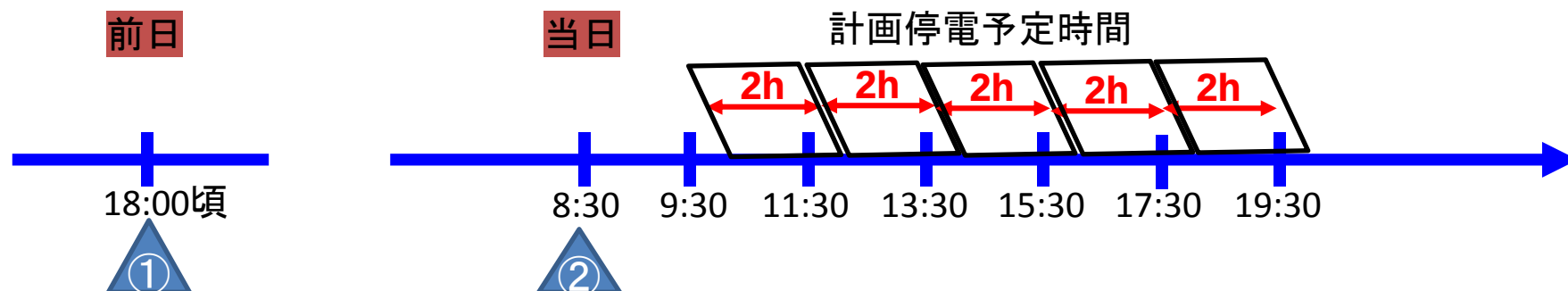
各 都 県
指定都市
中核市
各 地 方 厚 生 局 御中

政府から電力需給逼迫警報(第1報)が発出されています。各都県等におかれまして、次の内容について、貴管内の〇〇電力から電力供給される市区町村や社会福祉施設等へ速やかにお知らせ願います。



※供給予備率の見通しが終日3%以上となった時点で、電力需給逼迫警報を解除
※実際のコメントは、状況を踏まえて、若干修正を加えることもあり得る

電力需給逼迫警報の概要①

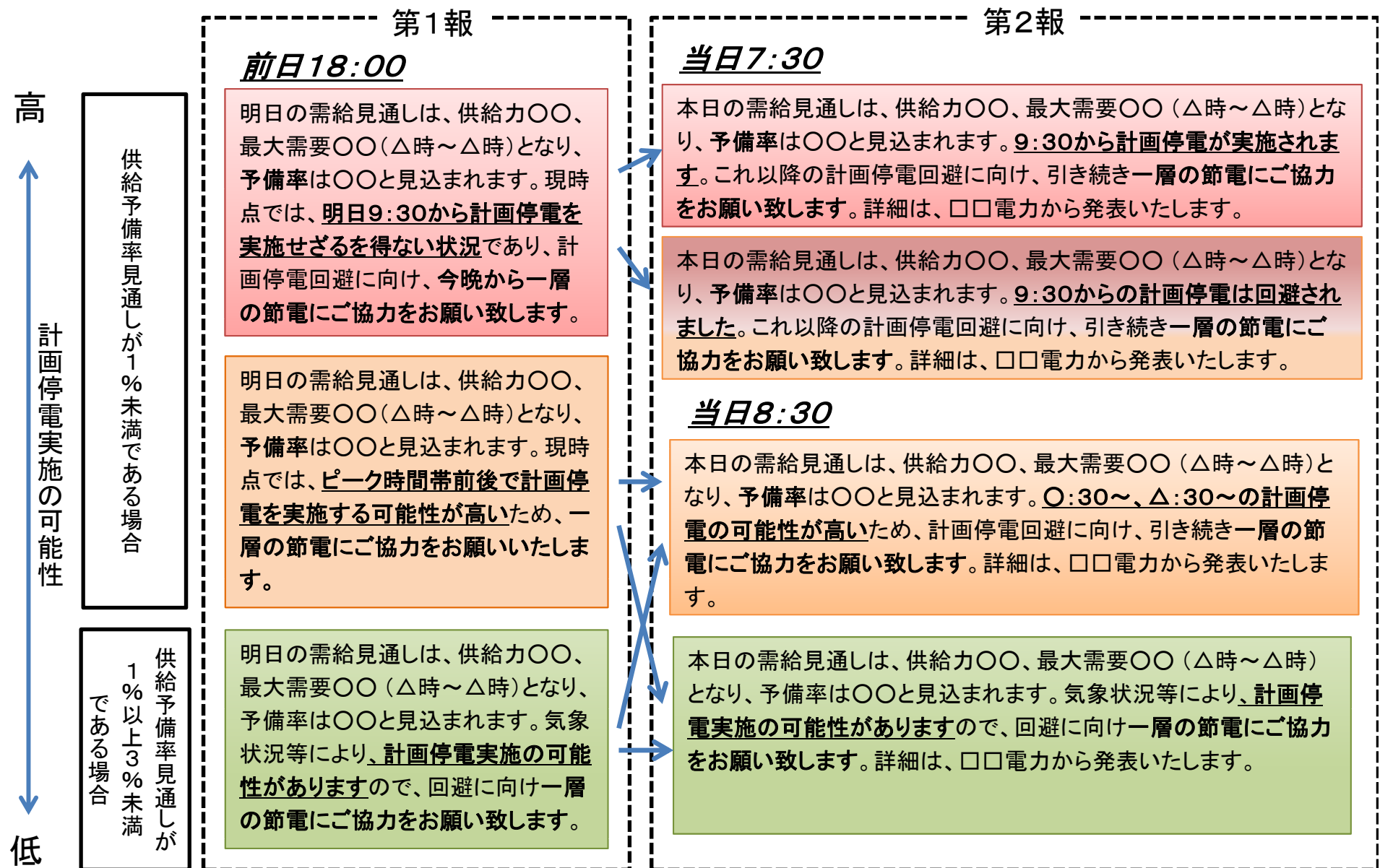


	予備率見通し	政府	電力会社
① 前日 18:00	3%以上	-	-
	3%未満 1%以上	電力需給逼迫警報(第1報)	電力需給逼迫警報(第1報)が発出された旨プレス発表
	1%未満	電力需給逼迫警報(第1報) ・計画停電実施の可能性をお知らせ	電力需給逼迫警報(第1報)が発出された旨プレス発表 ・計画停電実施の可能性をお知らせ
② 当日 8:30	3%以上	電力需給逼迫警報の解除	電力需給逼迫警報が解除された旨プレス発表
	3%未満 1%以上	電力需給逼迫警報(第2報)	電力需給逼迫警報(第2報)が発出された旨プレス発表
	1%未満	電力需給逼迫警報(第2報) ・計画停電の実施の可能性が高い時間帯をお知らせ	電力需給逼迫警報(第2報)が発出された旨プレス発表 ・計画停電の実施の可能性が高い時間帯をお知らせ
それ以降	3%以上	電力需給逼迫警報の解除	電力需給逼迫警報が解除された旨プレス発表
		※電力需給の逼迫が確実に見込まれる場合には、前日 18:00 より前に電力需給逼迫警報を発出することもあり得る ※①において、9:30 から計画停電を実施するとした場合は、当日 7:30 に、電力需給逼迫警報(第2報)を発出し、一層の節電を要請	※計画停電を実施する場合、実施の2時間前にお知らせ ※②において、計画停電を実施する可能性が高い時間帯をお知らせした場合は、当該時間帯の2時間前に実施の有無についてお知らせ

【警報発動時の情報提供】

- テレビ等のマスコミに対して適切な情報提供を行うとともに防災無線の活用を図る。
- 携帯電話のポータルサイト、インターネット等を通じたリアルタイムでの電力需要情報や電力需要予測値の提供を含む情報発信についても関係事業者への協力を要請する。

電力需給逼迫警報の概要②



※供給予備率の見通しが終日3%以上となった時点で、電力需給逼迫警報を解除

※実際のコメントは、状況を踏まえて、若干修正を加えることもあり得る

電力需給逼迫警報の流れ

